

( 詮 問 案 )

地方制度調査会会长 殿

内閣総理大臣

諮 問

地方制度調査会設置法（昭和27年法律第310号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。